

(第一類 第十号)

第二回 国会 水産委員会 議録 第二十五号

(七一六)

昭和二十三年七月一日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員 馬場 晃

委員 石原 忠

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

委員 三好 三郎

○馬場委員長 物産部長谷川部員が十一時ごろまでに見えなさうでありますから、それまで藤田政府委員に對して御質問等がありましたら、この際許したいと思ひます。

○川村委員 私は、漁業法並びに水産團體法改正が今議院に提案することゝができませんので、これに對する緊急対策を講じなければ、漁村を窮地に陥らしめるという状態になつておりますので、これに對するいかなる緊急対策があるかということをお伺ひしたいと思ひます。

○馬場委員長 これは、漁業法並びに水産團體法の民主化によつて、漁場を総合的に、高度に利用して、しかも合理的に漁業の經營をなさしめて増産をはかることと、漁民の福利増進と利益の均等ををはかることは、目下の急務であること申し上げるまでもないのであります。しかれどもこれが根本となるべき法律が、終戦後三年になつてもまだ改正されず、明治時代に制定された法律をその後幾分改正を加へ、それによつて漁業を行はしめておることは、まことに遺憾と存する次第であります。もちろん本問題に關しましては、第一四國會当初よりいかに問題となつたのであります。いかに四回の事情があつたとはいひ、ましてその後一箇年あまりを過ぎて、第二回國會もまた終つてしまつておる今日、これが法律案を國會に提出されず、われ／＼水産責任委員は申すまでもなく、漁民を困窮、渇きに陥らしめておるといふことは、漁業民主化の一大不

○馬場委員長 起立議員、よつて本案は原案の通り可決するに決しました。この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條により、議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ふことに御異議ありませんか。

○馬場委員長 是はさうに決定いたします。

○馬場委員長 起立議員、よつて本案は原案の通り可決するに決しました。この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條により、議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ふことに御異議ありませんか。

○馬場委員長 是はさうに決定いたします。

○馬場委員長 起立議員、よつて本案は原案の通り可決するに決しました。この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條により、議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ふことに御異議ありませんか。

○馬場委員長 是はさうに決定いたします。

○馬場委員長 起立議員、よつて本案は原案の通り可決するに決しました。この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條により、議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ふことに御異議ありませんか。

○馬場委員長 是はさうに決定いたします。

○馬場委員長 起立議員、よつて本案は原案の通り可決するに決しました。この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條により、議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ふことに御異議ありませんか。

○馬場委員長 是はさうに決定いたします。

○馬場委員長 起立議員、よつて本案は原案の通り可決するに決しました。この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條により、議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ふことに御異議ありませんか。

○馬場委員長 是はさうに決定いたします。

○馬場委員長 起立議員、よつて本案は原案の通り可決するに決しました。この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條により、議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ふことに御異議ありませんか。

○馬場委員長 是はさうに決定いたします。

で濕漉をしておるような状態であると
思います。かようなことをもし放置し
ておきますならば、今日どうしても魚
害をして、水産食糧によつて日本の食
糧を養分していかねければならぬと
いふときにおいて、かえつて減
産をして食糧の解決がつかないばかり
でなく、漁民も非常に窮乏になり、あ
るいは漁村も困難するといふことがあ
りますから、この際今議会に出し得な
いといふ事情はわかりましたので、こ
れに対する緊急なる調査措置を講じな
ければならぬと思ひます。政府御當局
のこれに対する御所見をお伺ひした
いのであります。

○宮永委員 関連して……。ただいま川村委員から水産業協同組合法が確立しないので、水産業者が皆混乱の表情を事例について一々お述べになりましたが、私もこれに関連いたしまして質問いたしたいと思うのでございま

御承知の通り、独占禁止法と経済力策中、排除法を先鋒にするという意味合におきまして、今度の國會に、事業者團體法が提出されておるのであります。目下、商案委員會、軟工業委員會、合同審査しておりますが、私はこの場合水産業界に甚大な影響がありますだけに、水産局長の本法案に対する御所見を伺つておきたいと存するのであります。

現在のように一部に統制經濟が行われておる際には、法の適用範圍はきわめて廣範圍となるのであります。が、水産關係は特に影響が大きいのでございまして、たとえば事業者が貸出、荷役機をつくるとか、荷役機關をつくつてゐる場合には、一應改組しなければなら

ないような状況にあります。また水産薬協同組合が今申し上げました通りまだできておりません。今日ではあるいは商工協同組合に基いて事業の組織が考えられないわけでもないと思うのであります。それでは農林省所管を離れるような関係にもなつて、はなはだ適当でないと思われるのであります。那賀軍位で経営している定置漁業であるとか、あるいは資材配給団体、そういうものは考えればまだたくさん

さんあると思いますが、業界の混乱が
大きくあるということが一應考えられ
るのであります。一昨々日もアンチ
トラスト法のウィルソン氏の説明を聴
いても、また一昨日の公正取引委員長
の説明を聞いても、水産業者だけの困
難のためにこの法案を延期することが
できない。しかし越過規定が何かで一
應考えられないこともなからう、こん
なような話もあつたのでありまして、
私はその場合、應第七條第二項による

小規模なる漁民團體の十四名以下のも
のは適用除外するとなつております
が、漁業協同組合の必要最低人員は二
十人でありまして、一應これも二十
名と考えられますので、これを十九名
以下のもものは適用除外と修正してら
しいたい。また現在漁業会と道庁県水
産業会が解体を間近に控えて、油、漁網
等の漁業用資材の取扱ができないよう
になりましたので、これらの資材を取
扱う資材協会あるいは資材公社を設立
しているものがあるが、これらは事業
者団体法によつて活動が禁じられるこ
とになりますから、水産業協同組合法
ができるまでの間、これらのものの活
動が許容されるような修正を考へても
らいたたい。また第六條の第十六号「水

産業者團體たる集出荷機關等の猶予期間は團體法によつて大体九十日」とななつておりましたが、これは経過規定か何物かにおいてはつきり明文化して續行せられるようにしてもらいたいという修正意見を述べている次第であります。が、農林省當局としては、この点に對してどんなふうにお考えになり、またいかなる措置をおとりになつていくのかについて、局長の御所見を承りたいと思ひます。

○藤田政府委員　漁業法改正及び水産業協同組合法が非常に遅れておりますことについては、まことに遺憾であることと私も考えておりますが、水産業と協同組合法については大体の成案ですでに得ておるわけであります。私どもといたしましては、今期国会は会期の関係上正式提案は非常に困難ではありまするが、できるならば水産業協同組合法及び漁業法の改正法案を公表いたしまして、その公表に基いていろ／＼

正式に各方面の意向をも聴き、なおまたそれによつて大体の方向が明らかになりますから、おのずと不安もなくなつていくということを考えまして、現在正式に提議はできなかにしても、少くとも案の内容によつて発表をすることのできるように関係方面にいろいろお話をできるようにしておるわけであります、これを努力いたしたいと考えております。かりに國會に間に合いませんでも、とにかく発表の許されます時期には、ただちにこれを発表いたします。いろ／＼現在お述べになりました点については、十分私どももわかつておつてやるわけでありますから、それによつて不安を除きたいと考えております。

なお漁業権の譲渡ということが現行法では認められておるわけであります。それが漁業法の改正によりまして、あるいはそれまでの間に不当に他に移されるようなことが起りやす場合は、調整のときにいろいろめんどうなことが出るわけであります。従ひまして私どももいたしましては、漁業権の譲渡等につきましては、さしあたり現行法のまま、漁業調整委員会の正式な意見の決定があるまで、そのままにお

いておくことがいいのじゃないかと考
 えておる次第であります。しかしなが
 らこれは法律をもつていたしますか、
 もう一つの形式は、ボツダム勅令に基
 く、いわゆるボツダムとしていたしま
 すか、その以外には方法はないわけであ
 ります。そういうふうな点につきま
 しても、できる限りの方法をいろいろ考
 えまして、善処いたしてまいりたいと
 現在考えているわけであります。

の關係でございますが、水産業者の團體で、事業者団体法の適用を除外されますものは、水産業団体法に基いて設立されました水産業団体、それから漁船保険法に基いて設立されました漁船保険組合、それからみずから小規模な農業または漁業を営み、もしくはこれに従事する個人が、相互扶助を目的として設立された団体であつて、構成事業者の数が十四人を越えないもの。その次には臨時物資供給調整法に基く配給規則によつて、集出荷機關、荷受機關、販賣業者として登録された団体は、法律施行後九十日、それから重要輸出品取締法、及び輸出水産物取締法に基く検査行爲は、いかなる団体が行つても差支えない。かような内容になつてゐる。

つてゐるわけであります。
水産業協同組合が、先ほど申し上げましたような事情で、直ちに実現できないのであります。従つて今お話のございましたような協同組合が將來成立した際には、これに基づく協同組合にならうというような任意団体でありますとか、あるいは現在漁業界では實際上各糧の不便がございましてために、別の団体として組織をされておりますところの、資材の組合でありますと

か、まゐるいは出荷の組合でありますとか、こういうようなものについての取扱いが非常に困る場合になるのでありますけれども、これについては私どももいたしましたが、事業者団体法ができません際に極力折衝したのであります。結局のところ先ほど申し上げましたような結論になつたのであります。しかしながらこの点は、立業者であります公正取引委員会においても十分認められております。これはこの法案が成立す

る時間的な間隙によつて、多少ずれができる。その折の取扱ひであるから、事業者団体法というものは、こういうふうな団体の活動を全般的に禁止しようとする趣旨ではないことは明らかでありまして、これは今後の法律の運用において適当に考慮して、支障を起さないようにいたす意向であるというふうに、公正取引委員会でも官明をしておられるわけであります。私も思ひましたししても、突発問題として、委員会との十分な連絡のもとに、新しくできます共同組合の萌芽を傷けないように、その運用について万全を期して、適当に処置してまいりたいと思つております。

○尾崎委員長　この際連記者の都合も

ありますので、物價廳の主席事務官安藤繁夫君が出席いたされたので、物價廳関係の質疑を許したいと思ひます。夏堀源三郎君。

○夏堀委員 最近物價に対する発表があり、漁業関係におきましては、燃料及び水の價の発表が六月に実施されております。その後魚價の問題は一体どの程度に改訂になるものであるか、その時期はいつであるか、これに対する説明を求めたいと思ひます。

○石原委員 ちよつと関連して、最近地方自治労働団体というものが、物價の値上げに反対するといふ決議をして、そういう申出があつたからといふことを地方の知事よりわれわれのところへも電報等が参つておるのであります。そういうことを、魚價の値上げに考慮のうちにに入れておるかどうか、これは魚價は特殊性があつたので、そういうものを他の物價と同じく取扱われたいと思ひます。併せて答弁をお願いします。

○安藤説明員 ただいまの御質問に対して説明いたします。魚價の改訂につきましては、最初の予定では七月一日、すなわち本日発表する予定でございましたが、その後農産物バーティカル指数、すなわち新年度の價格決定が意外に遅れまして、もうおきまつております。それと密接な関係があります食料品一般の價格改訂が遅れておる次第でございます。新年度の決定もあと二三日すれば関係各方面の了解がつき、発表される段取りになると思ひますが、魚價につきましても、遅くとも十四日、早ければ七日ごろに発表になるだらうと思ひます。しかしこの價格発表の時期は、食糧の根本であり、また價格発表の

時期と関連いたしますので、はつきり日を指定して申し上げるわけにはいきませんが、大体七日から十四日の間に発表されるものと考えております。

それから質問の第二点の、今般の價格改訂にあつて、魚は生鮮食料品であるし、大衆生活に密接な関係があるから、どういふふうに取扱うのかという御質問でございますが、この点につきましても、魚の價値、野菜の價値、魚の價値、こういう食料品一般の價格と関連いたしまして、消費生活にあまり打撃を與えないように、そうしてまた一面生産も振うように、両面から慎重に検討いたしまして構成いたしております。

もう一つ附け加えますならば、從來魚の價値は原價計算をやつておつたのであります。今年度におきましては、昭和二十三年度生鮮食料品價格配給確保強化の対策の線に基きまして、原價計算の可能なものは原價計算によりまして、原價計算の不可能なものにつきましては、バーティカル計算を併用いたしまして、適宜調整するといふ方法でやつております。従いまして原價計算によりました價格と、基準年次における價格の倍率、その両面から考えまして價格を決定いたしております。

これが大体の説明であります。○夏堀委員 魚價の改訂は主として、これは一體もつともありますけれども、やはり生産に関連ある漁業經濟を無視した改訂は、生産者に重大な影響があると思ひます。よつて今般の改訂にあつて、水の價値が二倍近くになつております。この水のようなものの改訂を少くとも魚價の改訂と同一時期

にやるべきであると思ひます。今日は漁業者の間に赤字が非常に多いのは、いものがあるのであつて、この七日あるいは二週間以内といふことであればやむを得ないことであると思ひますけれども、いわゆる主食との組み合わせによつてということはどうかと思ひますけれども、できるだけ早くこの改訂を要するものであります。その次にこの改訂の範圍を今ちよつと伺つたのです。これに対する答弁がありませんでしたから、お願いいたします。

○安藤説明員 改訂の範圍はただいま申し上げましたように、七日もしくは十四日に鮮魚價に全部、それから一週間ほど遅れまして加工水産物全部を改訂いたしたい。かように考えております。それから大体今時期の遅れについての御説明が不足いたしました。魚にきましては、昨年の八月に改訂いたしました。その後三月に暫定的な改訂をいたしておるのであります。従つて一般の價格に比べて、魚は一口で言えば超過されて、三月に改訂されたといふのが現状でございます。従つて今般の魚の新價格は昨年八月が一應の基調になつておる。そういうことも御了解願ひたいと思ひます。

○夏堀委員 魚價の改訂にあつて、これはかなり容易ではあるまいか、で、どのような改訂が行えるかわかりませんが、改訂後になおその價格が生産を維持する價格でなく、もつと價格の低いものもあり、あるいはちよつと行き過ぎであるといふ面もあるのではありませんか。こういう魚價の改訂後に現われる統制という問題に対して、あるいは消費面に対しては、購買力も減退する面もあるのではありませんか。この適正

といふことがきかれて必要だと思ひますけれども、これがもしある魚類に対して、いわゆる魚價の面で配給し得ないものがあるとするならば、この統制といふことに對して、配給計画に基いてそれを行うことができないという面が現われてくるだらう。そうしたときに、いわゆる配給計画を進行することができないといふようなことで、統制違反といふような問題が現われるのじやないか。こういうことを考慮するのであります。こういう場合にかゝる処置をとるか、また貿易の面に対してですが、これは昨年の秋以來の問題になつております。なかじき物價廳では、配給といふような形でありまして、貿易に對する價格と、内地の販賣價格とは大きな開きがある。貿易に對して内地向け價格の販賣では、貿易業者、アメリカのバイヤー、こういう点のみならず、大なる利益になる關係上、貿易とにちみ合はした價格で販賣しておつた事実がある。それはその後價格運反に問われ、問題になつたといふことを聞いております。こうした面は今般も現われてくると思ひます。昨日も陳情がまいりましたが、てんぐさ、かんてんの製造で貿易品に對しては、一方は非常に價格が安い。一方は非常に高

い。この間に製造業者のいるような操作、そのかけ引きによつて生産者を儲めるといふ事実がある。なお今後あるいはびんちよう、めかじきといふようなアメリカ向け貿易品に對して、いかなる方法によつてこの價格を現わすものであるか。物價廳では漫然として、まあこういうことではないだらうといふような意思表示をして、安心してやつていこううちに、今度は取締りの手

が伸びてきて、のつびきならぬところまで追いつめられるという例が今までもあつたわけでありまして、こういう問題は頻々として起ることでありまして、そうでなくとも、取締り強化によつて漁業者は非常に萎縮しております。こういうことから、漁業者に非常な脅威を與えるという場面を懸念するであらう。一方アメリカでは自由の經濟によつて日本に臨まんとして、日本は統制經濟によつてこれを迎へようとするに無理があるものであつて、少くともアメリカの生産力、その取引狀態に對するやうな方法をもつべきではないか、どうも私も考えるのであります。物價廳が適立したところ、が、その日々に逐る物價に對して、統制をとつてこれに臨むといふことは、結局事務的にできないことであつて、最後には業者を追いつめて、業者に不利な狀態にしておいて、そうして貿易業者及びアメリカのバイヤーのみに莫大な利益を得せしめるという結果になるのではないかと思ふのであります。こういうことを私も憂慮して、いろいろいふことであつて、これに對する対策いかんといふことであります。

○安藤説明員 質問の第二点からお答え申し上げます。一般的に問題といたしまして、貿易についてでございますが、今までの狀態では、一々貿易するたびに物價廳の方の例外許可の申請をいたしまして、貿易價格を決定しておりました。それでたゞいま政府において考へておりますことは、インセンティブ・システムと申しまして、商品別の最低ドル價格、それから換算率といふものを設けまして、あとは全部貿易業者とバイ

「ヤ」との交渉に任せる。いわばそこに自由取引が行われるわけであり。ただ制限するものは最低価格と、それから商品群の価格調整率、これだけを決定して、あとは貿易業者とバイヤーの交渉に任せる。こういう制度も目下考えております。もしそうなれば、あるいは安く、かんでん等の問題につきましても、貿易による利益というものが生産者の方に返ってくるようなことになると思います。今問題になっているわけに對して、従いまして例外許可の申請がなかつた。従いまして物價におきましては、これに對して何らの價格的な操作を加えてない。その結果あつた問題が起つたのではないと思ひます。びんちようにつきましても、農林省、貿易、生産業者、輸出業者、物價局が相寄りまして、その輸出對策を協議した結果、例外許可の措置をいたしたのであります。これは最低価格を想定して、それ以上に賣れた場合は二割五分を限度として輸出業者、製造業者、生産者均分その利益を返すということになつておりますので、びんちようが賣れれば生産者の方に返るといふ仕組みにしております。かんでん、てんぐさについては目下價格を研究中でございます。これも將來におきますやういふ意味の貿易制度といふものが起りまして、インセンティブ・システムがとられた場合にはどうなるか、あるいは現状のまま進んだ場合にはどうなるかといふことを、あらゆる角度から検討いたして、あらゆるところで、決して安く採取業者を圧迫するといふやうなことはなく、あらゆる場合を想定いたしまして、目

下てんぐさの生産者、物價局、あるいはかんでん製造業者、輸出業者相寄つて協議いたしてゐる次第であります。第一の、今般價の改訂がありまして、價格が暴落する結果、配給計画が進行できない場合の政府の對策、いかんという御質問の要でございます。これにつきましても、われわれ今度の三千七百円ベースと間違ひいたしまして検討いたしました結果、配給計画を阻害するやうな價格の改訂ということはないと思ひます。それで三千七百円ベースで、理論上賄えるという程度の價格の値上りを見てゐるのでございまして、それにしてはなお配給計画が進行できない場合にきつては、またたならぬの措置を別途考へて考慮すべきではないかといふ点につきましても、目下研究いたしております。

○夏堀委員 今の生産者に貿易業者が選任するといふことは、表面にはさういふやうに考へてゐると言つたところで、貿易業者が生産者のためにきつて考へて、これを還元するといふ方法をたしてとるやうなことが疑問であります。あなた方はさういふことを考へてゐるに違ひないけれども、やらなければならぬのではないかと、これを絶対にやらせるといふ組織的な何かを考へてゐるが、また考へなければならぬと思ひます。生産者といふものは皆單純なものであつて、賣れなければならぬ、われわれは弱いのだ、さういふやうな中であるのであつて、彼らよりも小賣業者、貿易業者の方がどちらかと言へば頭がいいのであります。金もうけが上手であります。それを均等に三分するやうな方法を講ずることは賢いと思ひます。であります。はつきりした組織的な、權威のある方法によつて權利を獲得することをお考へになつてゐるかといふことが一つ。

それから今の配給の面でありまして、高い價值は、あなたの方の程度に考へてゐるかもしれませんが、水の不足、漁業資材の不足な場合に、これは鮮度の問題もありまして、時々刻々と變化する状態によつて、消費地の給業者が、これは要らないのだ、鮮度のいいものだけを寄せよ、鮮度の悪いものは要らないのだとつ返す、悪いものはいかにかわりませぬけれども、得手勝手なふるまいがございまして、手たうであります。さうした場合に、断られた魚に對して生産業者がどこへもつていけばいいの、これを適當に処置するといふことになれば、配給の統制違反として政府あるいはもつと強く軍政部から指摘されるという実情をどうするか。さうした場合に配給統制は生産者の自分の意思によつてやることではなくして、万やむを得ず断られたことによつて、処置に困つて統制違反にひつかかるといふ面が幾つで、きつてゐるといふ実情をどうするか、これを伺いたい。

○安藤委員 第一の点でございまして、今物價局でつておりますことは、價格を決定するにあたりましては、統制價格より高く賣る場合には一例外許可をやつてゐる。従ひましてびんちようの場合にも一應生産者價格二百二十円と考へております。場合にも、もしそれが製品としまして吟味びんちようが高値賣ります場合に、それはそれだけのボーナスが返つてくる。さうなると生産者のまぐろの價值は、たとへば二百三十円となる。さういふボーナスが返つてきますときは、生産者、製造業者、輸出業者一々連名によりまして、例外許可の申請書を提出せられて、いくら高く賣れたか、らと賣りまして、輸出業者がねこばをきめるということは法理上許されておらない。従ひまして私が先ほど申し上げましたやうに、さういふことは一例外許可の法的根拠あるものとして指圖いたしてあります。従ひまして高値賣られた場合に、輸出業者が高値賣たものだけを自分のふところに入れるといふことは、法律上から許されてない。かようなわけでございまして、この点は従つてさういふ面で解決されるのではないかと考へております。

第二の点の拒否品の問題でございまして、これは配給統制の面と密接な關係がございまして、水産局の方から御答弁願つたらいいかと思つております。○藤田政府委員 値段をきめても、鮮度の關係がございまして、よく拒否される。その拒否されたものが余つていまだどこか。正規のルートに乗らないために問題を起すといふ点でございまして、これは一つは最近價格が相當高くなつておりますので、實際問題を以て最高價格を下まつておるものも相當鮮度によつてありまして、それはやはりある程度においては、やむを得ないことであると思つております。それから一つは、拒否といふのは非常にたくさん物がかたまつてまいつた場合に拒否の事實が起る。一時的に物がたくさんありますと小賣が拒否する。物がわずかである程度の適當な数がいづつておる場合は、拒否の事實は起つておりません。従つてこの問題は、私も出荷計画をよくにらんであまり一箇所に物のかたよらないやうな指圖を講じておる。また夏場その他においては、どうしても拒否が起るものについては、その拒否品の処置については、法の許すかぎり自由な方法でこれを処置していくといふやうなことに、實際問題として取扱つてゐる。たとへば荷受機關の直賣所を設ける。あるいは公設市場のごときものを設けて、そこで自由販賣をするといふやうなやり方でこれを指導してまいりたい。さういふやうに思つております。

はつきりして、森林省は農林省としての権威ある、その法律による指示であつて、その他は大して考える必要はないのだという事になれば、そのように処置することが当然だと思ひます。この点をはつきりする必要があると思ひます。これは今後起るであろう鮮魚違反に非難に大きな面が生ずるのでありますが、この点をはつきり伺ひたい。

○農田政府委員 拒否の問題は主として大消費都市の問題であります。それから先ほどお話のございました、加工品に振り向けますものを鮮魚で出します問題は、これは出荷地の問題であると考えております。出荷地の問題といふことは、やはり正規の出荷計画に基いて、その出荷の各方面に対する比率を著しく変動しないようにする、そしてこれを出して行くという事、それが、おれ／＼として望ましいという事、おられます。それから消費地の拒否の場合には、先ほど申し上げましたように、これは規則ではつきり書いてございまして、拒否されたものについては直賣所あるいは公設市場においてこれを自由販賣せよというやり方で処置してまゐる、さうに考えております。

○鈴木（農）委員 長谷川部長の御質問いたします。政府は今回の水産物の價格改訂にあたりましては、生鮮水産物と加工水産物の價格改訂を同時に発表せらるる御予定であるか、はつきりと本委員会に対して、そういう約束できるかどうかという点を明確に御回答を願ひたい。この点であります。從來本委員会では生鮮水産物と加工水産物の價格の決定を同時にやつて

保しいという強い要望をやつてまいつたのでございまして。しかしながらその後政府からはできるだけ趣旨に即するに努力するという御回答があらまされたけれども、現実には何らの成果があつていない。はなはだしいものに至りましては、鮮魚の價格が発表されましてから三箇月以上も時間的なずれを來しておる。これが現実であります。われ／＼はこのことに対して非常に遺憾の意を表するものであります。このために水産物の計画配給が非常に混乱してまいつておりますし、また鮮魚輸送の困難な地方におきましては、漁民が非常に大きな損失をこうむつておる。またこれらの原因によりまして、やみ取りあるいは横流しというやうな事態が起つておるのであります。要するに物價當局の意図から漁村経済を混乱に陥れ、水産物の集荷配給を危殆に瀕せしめておる。さう断言してはばからないと思ひます。さう断言してはばからないと思ひます。さう断言してはばからないと思ひます。

○長谷川政府委員 鮮魚の價格と加工品の價格を同時に決定発表すべきであるという御意見につきましては、私どもも原則的にはさうあるべきだといふふうに考えております。塩干魚等につきましては、塩干魚を製造する時期がありますので、若干その期間遅れましても直接の支障はないかと思ひます。特に練製品等につきましては、その間の差がないことが最も望ましいと思ひます。

○鈴木（農）委員 長谷川部長の御質問いたします。政府は今回の水産物の價格改訂にあたりましては、生鮮水産物と加工水産物の價格改訂を同時に発表せらるる御予定であるか、はつきりと本委員会に対して、そういう約束できるかどうかという点を明確に御回答を願ひたい。この点であります。從來本委員会では生鮮水産物と加工水産物の價格の決定を同時にやつて

いふふうに考えられております。ただ從來の價格決定の場合におきまして、その間に相當の開きがありました。これは、たゞいまお話のありましたやうなこともありまして、その点は先ほど申しました考え方には違ひないのであります。今後はその点は十分改めたいといふふうに考えております。ただ鮮魚の價格の一日も早く発表すること、生鮮者のために望ましいことである。生鮮者の鮮魚の價格と加工品の價格を同時に発表するということが、つきましては、事務的にもあるいは関係方面との関係におきまして若干その間に日数を要することは、これはやむを得ないではないかというふうに考えておるのではありません。趣旨はできるだけ一致せしむるやうにやりたいと思ひますけれども、實際問題といふことは、その間に一週間くらいの前後があることはお認め願ひたいと考へる次第であります。

○鈴木（農）委員 長谷川部長の御質問いたします。政府は今回の水産物の價格改訂にあたりましては、生鮮水産物と加工水産物の價格改訂を同時に発表せらるる御予定であるか、はつきりと本委員会に対して、そういう約束できるかどうかという点を明確に御回答を願ひたい。この点であります。從來本委員会では生鮮水産物と加工水産物の價格の決定を同時にやつて

○鈴木（農）委員 長谷川部長の御質問いたします。政府は今回の水産物の價格改訂にあたりましては、生鮮水産物と加工水産物の價格改訂を同時に発表せらるる御予定であるか、はつきりと本委員会に対して、そういう約束できるかどうかという点を明確に御回答を願ひたい。この点であります。從來本委員会では生鮮水産物と加工水産物の價格の決定を同時にやつて

をもつておることを申し上げたいと思ひます。○馬越委員長 この際委員長からも特に申し上げておきたいのであります。ただいま問題になつております点につきましては、今までは、私からも長谷川部長に對しまして御要望申し上げ、またさうの取計をすたるということを御明言になつておられたのであります。私どもの納得のいかにいふかは、鮮魚介の價格を改訂するとすれば、たゞちに水産加工物の價格の改訂があるべきは當然なことでありまして、関係方面と御折衝なさるときに、同時に折衝は行われるべきものと私は考へるのであります。それがどうしでもできないというところの根拠が私たちにわかない。この点につきましては、いろいろ事務的には何か事由があることでありましようけれども、私どもにはその根拠があるようには考へられない。この点について、こゝでとかの議論をいたしたまふ余裕が許されないのであることは遺憾に思ひます。が、ただいま鈴木委員が申されたやうに、できるだけ速やかに、その間にずれのないやうに取計をお願ひしたいといふことを特に申し上げておきます。

○鈴木（農）委員 長谷川部長の御質問いたします。政府は今回の水産物の價格改訂にあたりましては、生鮮水産物と加工水産物の價格改訂を同時に発表せらるる御予定であるか、はつきりと本委員会に対して、そういう約束できるかどうかという点を明確に御回答を願ひたい。この点であります。從來本委員会では生鮮水産物と加工水産物の價格の決定を同時にやつて

○鈴木（農）委員 長谷川部長の御質問いたします。政府は今回の水産物の價格改訂にあたりましては、生鮮水産物と加工水産物の價格改訂を同時に発表せらるる御予定であるか、はつきりと本委員会に対して、そういう約束できるかどうかという点を明確に御回答を願ひたい。この点であります。從來本委員会では生鮮水産物と加工水産物の價格の決定を同時にやつて

るのであります。これに對していかなる比例をもち、どの程度の引上げが行われるのであるか。それを生鮮魚並びに加工品等について、できるだけ具体的に承りたい。

○長谷川政府委員 今度の一般物價の改訂に關連いたしまして、鮮魚の價格も當然改訂することにならうと考えております。その値上げ率いかんという点につきましては、実は現在の暫定價格と申しますか、昨年の物價体系によつてきめられた價格を、さらに本年三月暫定的に引上げたのであります。その大体倍率が五割程度になつておるうかと思ひます。今度の物價体系によりまして、大体消費材料につきましては七割程度の値上げをするという目途であります。その七割程度と申しますのは、去年の物價体系に基いて價格に對して七割といふふうにも考へられますし、あるいは暫定價格に對して七割といふふうにもこれは考へられるのであります。鮮魚の場合に、現在の暫定價格に對してどのくらいになりましようといふことにつきましては、今盛んにいろいろの資料によりまして研究をしておるまづ最中でありまして、ちよつと今のところいふことは申し上げかねるものであります。が、やはり相當の値上げはこの際實現せられるだらう。さういふふうに考えております。

○石原（農）委員 魚價の値上げにつきまして、先刻の發明員の方からも、水産物の價格は一應騰貴されておるといふやうなお言葉があつたので、はなはだ不満を抱いておるのであります。御承知のやうに現在水産物の取引の結果、各地に違反が起つて、全國的の間

の調査をいたしますための漁港調査会
については、その後各方面と折衝いた
しまして、わが国における権威者を網
羅し、調査委員を依頼し、近く事目的
の調査に着手いたしたいと考えており
ます。なお去る五月八日、徳港、船だ
り等に関係ある個人及び団体によつて
社団法人漁港協会を結成いたしました
て、漁港調査会に協力をお願いするこ
とになつております。

○馬越委員長 それでは本日はこれ
をもって散会いたします。

(參照)

海船保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

この法律案は、海船保險法第二十八條及び第三十六條の規定において、家畜保險法中の規定を適用していたが、家畜保險法が農業災害補償法の施行によつて廃止されたので、海船保險法中にもこの規定

の事項を新たに規定しようとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、家畜保険法の廃止に伴い、当然従來の準用規定に代るべき規定の必要を認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年七月一日

水産委員長 堀越

衆議院議長松岡鶴吉殿

晃